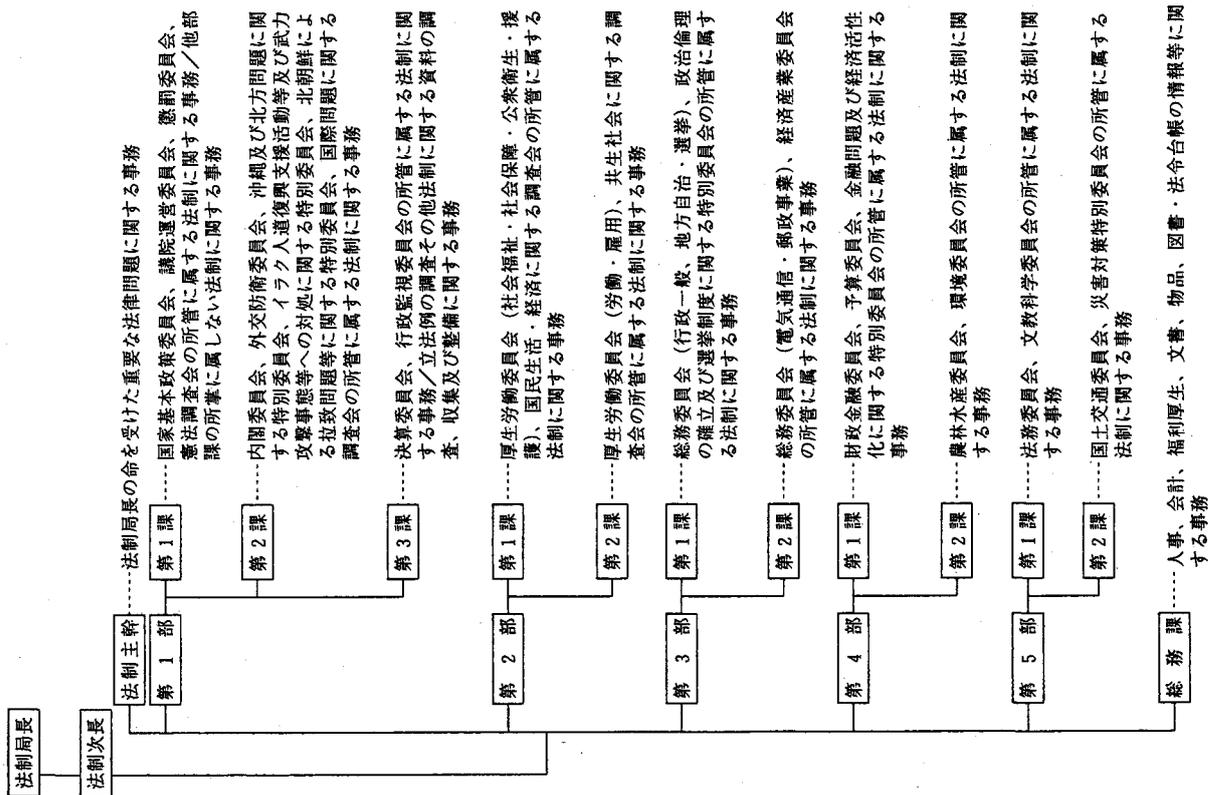


図1 参議院法制局の組織



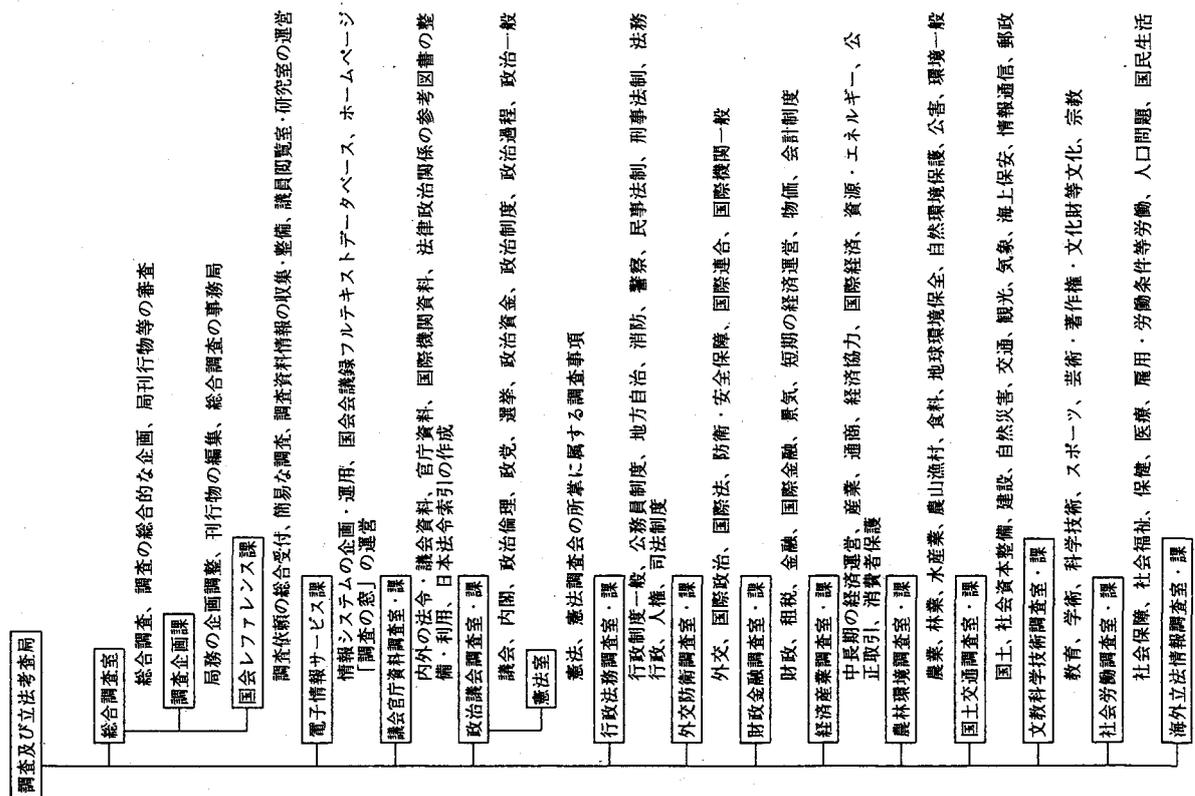
(注) 特別委員会及び調査会は平成16年6月2日現在

図2 参議院調査室の組織

調査室名	所掌する委員会及び調査会	所在地
内閣委員会調査室	内閣委員会 (イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 ^(注1))	第二別館南棟8階
総務委員会調査室	総務委員会 (政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)	第二別館南棟8階
法務委員会調査室	法務委員会 (政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)	第二別館南棟8階
外交防衛委員会調査室	外交防衛委員会 (イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 ^(注1)) (北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 ^(注2))	第二別館南棟8階
財政金融委員会調査室	財政金融委員会 (金融問題及び経済活性化に関する特別委員会 ^(注3))	第二別館南棟6階
文教科科学委員会調査室	文教科科学委員会	第二別館南棟8階
厚生労働委員会調査室	厚生労働委員会	第二別館南棟7階
農林水産委員会調査室	農林水産委員会	第二別館南棟7階
経済産業委員会調査室	経済産業委員会	第二別館南棟6階
国土交通委員会調査室	国土交通委員会 (災害対策特別委員会 ^(注4))	第二別館南棟7階
環境委員会調査室	環境委員会	第二別館南棟7階
予算委員会調査室	予算委員会	第二別館東棟5階
決算委員会調査室	決算委員会	第二別館東棟5階
行政監視委員会調査室	行政監視委員会	第二別館東棟5階
第一特別調査室	国際問題に関する調査会 ^(注5) (沖縄及び北方問題に関する特別委員会)	第二別館南棟8階
第二特別調査室	国民生活・経済に関する調査会 ^(注5)	第二別館南棟6階
第三特別調査室	共生社会に関する調査会 ^(注5)	第二別館南棟6階
企画調整室	国家基本政策委員会	第二別館南棟7階

(注1) 総務、国土交通、内閣、法務、財政金融、厚生労働、国土交通の各調査室が協力調査室が協力調査室になっていています。
 (注2) 内閣、法務、経済産業の各調査室が協力調査室が協力調査室になっていています。
 (注3) 法務、経済産業の各調査室が協力調査室が協力調査室になっていています。
 (注4) 内閣、総務、厚生労働、農林水産の各調査室が協力調査室が協力調査室になっていています。
 (注5) 内閣、総務、厚生労働の各調査室が協力調査室が協力調査室になっていています。調査室は、通常選挙後、概初に召集される国会において設置され、参議院議員の半数が改選されるまでの3年間存続します。

図3 国立国会図書館の組織



国立国会図書館法
(昭和二十三年法律第五号) (抄)

国立国会図書館は、真理がわれら
を自由にするという確信に立つて、
憲法の著約する日本の民主化と世界
平和とに寄与することを使命として、
ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一条 この法律により国立国会
図書館を設立し、この法律を国立国会
図書館法と称する。

第二条 国立国会図書館は、図書及
びその他の図書館資料を蒐集し、国会
議員の職務の遂行に資するとともに、
行政及び司法の各部門に対し、更
に日本国民に対し、この法律に規定
する図書館奉仕を提供することを
目的とする。

第六章 調査及び立法参考局

第十五条 館長は、国立国会図書館
内に調査及び立法参考局と名附ける
一局を置く。この局の職務は、左の
通りである。

一 要求に応じ、両議院の委員会に
懸案中の法案又は内閣から国会に送
付せられた案件を、分析又は評価し
て、両議院の委員会に進言し補佐す
るとともに、妥当な決定のための根
拠を提供して援助すること。

二 要求に応じ、又は要求を予測し
て自発的に、立法資料又はその関連
資料の蒐集、分類、分析、翻訳、索引、
摘録、編集、報告及びその他の
準備をし、その資料の選択又は提出

には党派的、官僚的偏見に犯われる
ことなく、両議院、委員会及び議員
に役立ち得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委
員会及び議員を補佐して、議案起草
の奉仕を提供すること。但し、この
補佐は委員会又は議員の要求ある場
合に限つて提供され、調査及び立法
参考局職員はいかなる場合にも立法
の発議又は督促をしてはならない。

四 両議院、委員会及び議員の必要
が妨げられない範囲において行政及
び司法の各部門又は一般公衆に蒐集
資料を提供して利用させること。

第八章 一般公衆及び公立そ

他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図
書館奉仕は、直接に又は公立その他
の図書館を経由して、両議院、委員
会及び議員並びに行政及び司法の各
部門からの要求を妨げない限り、日
本国民がこれを最大限に享受すること
ができるようにしなければならない。
この目的のために、館長は次の
権能を有する。

一 館長の定めるところにより、国
立国会図書館の収集資料及びインタ
ーネットその他の高度情報通信ネッ
トワークを通じて閲覧の提供を受け
た図書館資料と同等の内容を有する
情報を、国立国会図書館の建物内で
若しくは図書館相互間の貸出しで、
又は複写若しくは展示によつて、一
般公衆の使用及び研究の用に供する。
かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改

善上必要と認めるその他の奉仕を提
供する。

二 あらゆる適切な方法により、図
書館の組織及び図書館奉仕の改善に
つき、都道府県の議会その他の地方
議会、公務員又は図書館人を援助す
る。

三 国立国会図書館で作成した出
版物を他の図書館及び個人が、購入
しようとする際には、館長の定める
価格でこれを売り渡す。

四 日本の図書館資料資源に關する
総合目録並びに全国の図書館資料
資源の連係ある使用を実現するため
に必要な他の目録及び一覧表の作成
のために、あらゆる方法を講ずる。

〇2 館長は、前項第一号に規定す
る複写を行った場合には、実費を勘
案して定める額の複写料金を徴収す
ることができる。

〇3 館長は、その定めるところに
より、第一項第一号に規定する複写
に関する事務の一部(以下「複写事
務」という。)を、営利を目的としな
い法人に委託することができる。

〇4 前項の規定により複写事務
の委託を受けた法人から複写物の引
渡しを受ける者は、当該法人に対し、
第二項に規定する複写料金を支払わ
なければならない。

〇5 第三項の規定により複写事
務の委託を受けた法人は、前項の規
定により收受した複写料金を自己の
収入とし、委託に係る複写事務に要
する費用を負担しなければならない。

議院自律権と司法審査

— 国民投票法案不受理違憲訴訟

東京地裁平成八年一月一九日民事一五部判決

(平成七年(ワ)第三三六号損害賠償請求事件)

(判例集未登載)

〈事実の概要〉

一九九三(平成五)年六月一日、當時衆議院議員であったX(原告)は、「国政における重要問題に関する国民投票法案」を、衆議院議員九二名の賛成者及びその他二名の提出者と連署の上、衆議院事務局議案課に提出した。しかし衆議院事務局は、衆議院においては議員による法律案提出にはその所属会派の機関承認を必要とし、右機関承認のない法律案は受理できないという確立された先例が存在するとして、Xらの所属会派の機関承認を得ていない本件法律案を受理法律案として取り扱わずにいた。その結果、同年六月一八日に衆議院が解散され、本件法律案は国会の審議手続に付される機会を失った。そこでXは、衆議院事務局が国会法及び衆議院規則に定める要件の他に議員の発議権を制約する当該先例の存在を理由として本件法律案を受理しなかったことは違憲違法であるなどと主張して、国家賠償請求訴訟を提起した。これに対して国(被告)は、法律案を含む議案等の提出手続は議院の議事運営に関する事項として議院自律権の範囲内であり、本件法律案の不受理の適否は司法審査の対象とならないと主張した。

〈判旨〉

請求棄却。

(一)「裁判所法第三条にいう『法律上の争訟』といえるためには、①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること、②それが法令の適用により終局的に解決できることを要するものと解されるのである。」「形の上では当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否をめぐる紛争ではあるが、訴訟物たる権利義務ないし法律関係の存否の前提問題として判断せざるを得ない争点が、その問題の特殊性から、裁判所の審判に親しまないため、結局紛争全体が法令の適用によらない終局的に解決するに過ぎない場合においては、『法律上の争訟』に当たらないものと解するのが相当である。」「しかし本件は、『議院の自律権の範囲内の事項として、裁判所としては合法・違法の判断を差し控えるべきものと解されるけれども、それは当該議院の自律的判斷を尊重しそれを前提に請求の当否を判断すれば足りるということであって、紛争全体が法令の適用によって終局的に解決するに過ぎない場合に当たるとまではいえない。」「(1)「憲法は、立法権を衆・参両議院をもって構成される国会に(第四一条、第四二条)、行政権を内閣に(第六五条)、司法権を裁判所に(第七六条)それぞれ帰属させ、権力分立の原理に立つことを明らかにしている。議院の自律権は、この権力分立の原理から導かれるものであり、国会を構成する衆・参両議院が、その組織、運営その他の議院の内部事項について、他の国家機関から干渉、介入されることがなく自主的に決定し、自ら規律する権能をいうものである。」「(2)「議院の自律権が認められる右のような趣旨に照らすと、議院がその自律権の範囲内に属する事項についてした判断については、他の国家機関がこれに干渉し、介入することは許されず、当該議院の自主性を尊重すべきものと解するのが相当である。」「最高裁判所が、当該法律が『両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法所定の議事手続に関する所論のような事実を審理してその有効無効を判断すべきでない』と判示したのは、まさにこの趣旨にはかならず、この理は、議院における法律案の受理手続の合法違法が争われている本件には、より一層妥当するものというべきである。」「したがって『訴訟の前提問題として、議院の自律権の範囲内に属する議事手続の合法・違法でないしその有効性が争点となっている本

件のような場合においては、裁判所は、右争点に関する当該議院の自律的判斷を前提として請求の当否の判断をすれば足りる。」「

〈解説〉

一 「唯一の立法機関(四一条)である国会両議院の構成員たる議員は議案の発議権を有する。但し、この発議権には、国会法(五六条二項)及び議院規則(衆議院規則二八条二項・参議院規則二四一条一)に基づき、一定数の賛成者を要する旨の制限が課されている。また、政党内閣の発展を背景として、会派(政党)を基本とした議院運営が行われ、政党内閣における立法統制が進行する状況の下においては、議員の発議権はさらに制限される。本件で争われた、議員が法律案を提出する場合に所属会派の機関承認を得なければならぬという先例は、このような制限の一つである。当該先例は具体的には、議員提出法案を受理する際、所属会派の党内手続を経た旨を証する一定機関(本件においては国会対策委員長)の承認印を要するというものである(橋幸信「議員提出法律の立法の過程」法教一七三号(一九九五)三四頁)。

二 判旨(一)が示す通り、国会両議院は議院自律権を有する。議院自律権とは、権力分立及び両院制を採用する統治構造の下で議院に認められる憲法上独立した地位に由来する権能の総称である。そして議院自律権の中核となるのが、議院の権能行使のあり方ないし手続を他の国家機関や他の議院の干渉を受けることなく自主的に決定できる、議院運営自律権である(議院自律権につき藤田②、小嶋大石・後掲)。このような自律権の趣旨を

踏まえると、議院運営自律権は、他の国家機関による事前統制を受けないのみならず、他の機関——裁判所——による事後統制にも服さないということでは、完全にないといふこと（小嶋・後掲一〇五頁）。他方、違憲審査制（八一一条）を採用する日本国憲法の下、裁判所は一定の合憲性統制機能をもつことを要する。議院運営に対する司法審査の可否は、この文脈において問題となるのである。

学説においては、この点につき、議院の議決ないし議事手続に司法審査は及ばないとする否定説が多数である（学説の分類につき横田、藤田⑤・後掲）。他方、肯定説の他、「法律の制定などに至った場合において、その議事手続に明白な憲法違反がみとめられる場合」（佐藤幸治・憲法「第三版」一九九五・一九五五）などといった条件の下で司法審査を肯定する。条件附肯定説も有力に主張されている。判例は、この点に関する唯一の先例である警察法改正無効事件において、否定説に立つ旨を明らかにしている（最大判昭和三七・三・七民集一六卷三四四五頁）。

三 司法審査の対象となるには事件性の要件——「法律上の争訟」——を満たす必要がある（七六条一項、裁判所法三條一項）。特に、議院運営の適否に関する判断が国家賠償請求の前提問題となる本件においては、「形式上本案請求は具体的争訟として提起されたが、その前提問題について……審理権が及ばない」という場合に、裁判所は、訴え自体を不適法として却下すべきか、又は請求棄却の実体判決をなすべきか」という問題が生ずる（大石⑥・後掲一〇一頁）。

判旨(一)は、判例（最判昭和二八・一一・

一七行教判集四卷二一〇二七六〇頁など）における「法律上の争訟」に係る二つの要件（判旨(一)に示す①要件）と板まんら事件（最判昭和五六・四・七民集三五卷三三〇四三三頁）とを踏まえている。具体的に「前提問題の「特殊性」によって「法律上の争訟」の②要件を欠くという枠組みに依拠し、自律権事項に係る判断を前提問題とする係争は、前提問題に関する議院の自律的判断を前提に請求の当否を判断すれば足りるので、②要件を欠くとまで言えないとする。この結論は、判例学説に大方沿うものと言えよう。すなわち、議院自律権など司法権の限界とされる法理は「本来司法作用内に属しつつ、なお何らかの理由で司法権行使の制約となるもの」（佐藤幸治・前掲三〇二頁）と理解されている（苦米地事件「最大判昭和三五・六・八民集一四卷七二〇二〇六頁」は政治問題を本案段階で処理している。また板まんら事件は、国家の不介入が憲法上要求される宗教上の紛争であり、単に前提問題が自律的な内部事項であるというだけで直ちに同様の処理がなされるべきことにならないのである（野坂泰司・憲法判例百選「第三版」一九九四）三九五頁）。

なお、議事手続の違法等を理由として衆議院決議の無効確認を求める訴えにつき、「法律上の争訟」に当たらないとした下級審判決がある（東京地判平成七・七・二〇判時一五四三三〇二七頁）。

四 判旨(二)は、前述の否定説に依拠しており、次の点が指摘される。第一に、議事手続の違憲等が争われる場合として、①議決や法律等の違憲事由として議事手続行為の違憲等が争われる場合と②議決に至る以前の議事手続行為の違憲

等が争われる場合とが挙げられる。従来判例学説が主に念頭に置いてきたのは前者であるのに対し、本判決は後者に当たる。また、肯定説や条件附肯定説の多くの射程は前者に限られる（横田・後掲一五七頁）。したがって、本判決が、否定説の理が「より一層要する」とするのはこの意味に解される。第二に、本判決は、裁判所が議院の自律的判断を尊重することの意味を、議院の自律的判断を前提として請求の当否を判断することとする。この点に関して、否定説からは、議院内部における手続準則の存在を前提として、①議事手続行為の準則への適合性及び②準則自体の合憲性を裁判所が審査しないことは明らかである（小嶋・後掲一〇七頁）。但し議院自律権の範囲について、本判決は、本件法案不受理が自律権事項の範囲内につき、これを肯定する形で審査している。また、議員の免責特権における「演説、討論又は表決」（五一条）の範囲に属する「特定の行為が免責特権の範囲に属するか否かの審議権は国会に属する」とする下級審判決もある（東京地判昭和三七・一一・二二判時二九七〇七頁）。したがって、議院が自律権事項とした判断に逸脱がある場合、裁判所がなお議院の判断を前提とするかは議論の余地がある。さらに本件においては、先例という不文法源が争われている。不文法源に関しては、それ自体の存否が争点となり得る。この点につき本判決は、当該先例の必要性が議院運営委員会において協議確認されたことを理由にその存在を承認している。但し、先例の存否に関する判断権が裁判所に留保されているとするならば、議事手続準則としての先例の重要性（松澤浩一・議会議法「一九八七」二二

頁）に鑑みると、運営自律権に抵触することにたり得る。

五 本件における問題の核心は、議員立法を会派が統制することの是非にある。会派中心の立法手続の運用については、近時、公開され活発な審議の下で国民の意思に依る立法を行うため、議員立法の活性化を図るべきとの立場から、国会法の議案提出要件や本件慣行は少数会派や議員個人の立法活動を阻害しているという批判がある。実際、国会改革に関する私的研究会の報告「国会改革への一つの提言」（一九九四）においては、「議員立法の活性化に資するため、議員提出法案の提出手続について、これまでの慣行及び取扱いを簡素化すること」が検討事項として挙げられている。何れにせよ、この問題は、議院の行為に対して他権の批判を許さず、したがって専ら議院の権威と国民のコントロールに期待するという、議院自律権の思想（藤田②・後掲四六九頁）を踏まえて解決すべき問題である。

＜参考文献＞

- ①大石眞、議院自律権の構造（一九八八）、藤田晴子「議院の自律権」宮沢賢一・日本国憲法体系第五卷（一九九四）三三三頁、②藤田晴子「国会の自律権と議事手続」ジュリ六三〇八号（一九七七）一五八頁、③小嶋和司「議院自律権」憲法学講話（一九八二）九一頁、④藤田晴子「議院の自律権と司法審査」憲法の争点（新版）（一九八五）二二二頁、⑤大石眞「議院自律権」憲法の基本問題（一九八八）九四頁、⑥中村睦男（編）「議員立法の研究」（一九九三）、⑦特集「法律はどうやってつくられるのか」議員立法大研究「法七、四九九号」（一九九六）二二頁、⑧上田章「議員立法の活性化」議院政治研究四〇号（一九九六）一頁、その他本文に挙げた文献。

（木下和朗 熊生学 助教）

両院法制局を統合

国会事務自民改革案 業務の重複排す

国会議員の立法活動などを補佐する衆参両院事務局や国立国会図書館などの国会事務局について、自民党

行政改革推進本部（本部長・衛藤征士郎衆院議員）が

2006年初めにまとめる改革提言の素案が24日、明らかになった。衆参両院事務局の部分的な統合を目標に掲げ、中央省庁に比べ高いとされる職員給与の引き下げ、警備や運転業務の民間委託推進などを盛り込んでいる。

国会事務局の職員は、05年度時点で約3300人。委員会の日程調整などを行う「委員部」、議員立法の法案審査などを行う「法制局」が衆参両院にそれぞれある。議場を警備する衛視や公用車の運転手も両院ごとに職員が配置されており、非効率などの批判が強かった。

提言は、衆参両院の職員が行う業務の重複を排除す

るため、組織見直しを掲げた。具体的には、①衆参両院法制局の統合②両院の調査局（室）や国会図書館の調査業務の役割分担明確化③警備や運転業務の民間委託推進——などを提案している。

衆参両院事務局トップの事務総長給与は月額約160万円で、中央省庁の事務次官や国会議員より高い。国会事務局改革をめぐっては、衆院議院運営委員会が来年の通常国会で衆院改革小委員会（仮称）を新たに設置し、議論を始める予定だ。自民党行革推進本部は来年1月に提言を決定し、与野党の本格的な議論を促す考えだ。

05.12.25 m

国会事務局改革案 衆参議長に提出

自民行革本部

自民党の衛藤征士郎行政改革推進本部長は21日、河野衆院議長と扇参院議長に対し、衆参両院の法制局統合などを盛り込んだ国会事務局の改革案「国会事務局改革に関する提言」を提出し、実現を要請した。

ただ、有識者からは「立法機能の低下につながる」との指摘も出ている。

元国会図書館職員で駒沢大学の大山礼子教授（政治制度論）は21日、「国会議員自ら立法府を弱体化する案を出している。強大な行政機関を監視するために、立法府の調査機能など

の充実が必要で、効率化の観点からだけで議論するべきではない。議員立法作りを補佐する法制局を統合すれば、「一院制の否定につながるかねない」と語った。

06.2.22 m

〒100-8055

読売新聞東京本社解説部 kaisetsu@yomiuri.com

自民党行政改革推進本部は先月21日、衆参両院議長に対し、「国会事務局改革に関する提言」を申し入れた。これをきっかけに、本格的な国会改革議論がはじまろうとしている。

しかし自民党案は、国会事務局の定員削減や組織の簡素化・効率化に力点があり、必ずしも国会の強化を目指したものだといえない。かえって、立法補佐機構の機能低下を招くのではないかと懸念している。

立法補佐機構である国会事務局の役割とは何か。すぐ思い浮かぶのは、議員法案の立案や内閣法案に対する野党の対案作りをサポートすることであろう。実際、国会議員の立法意欲の高まりを受けて、近年は国会事務局や国立国会図書館への依



おやま れいこ 大山 礼子

駒沢大学教授

頼が増している。また、ここ数年の政治改革は、与党議員による法案の事前審査制度を見直し、内閣のリーダー

頼が増している。また、ここ数年の政治改革は、与党議員による法案の事前審査制度を見直し、内閣のリーダーシップおよび責任を明確化すること、与党議員と行政省庁との接触を断ち、公共事業の個所付けへの議員の介入をなくすことなどを目標にしてきた。これからの与党議員は省庁と一線を画し、法案や予算の成立に責任を負う立場から行政監視に力を発

材が必要だという認識を欠いていない。官僚支配を固定化する意図さえ感じてしまう。このような提案が国会議員からなされ、しかも自民党内で一人の反対もなかったとは驚きである。もちろん、立法府の機能強化の観点からも、国会改革には大

胆に取り組まなければならない。調査部門の業務の重複を解消するため、国立国会図書館を本来の「議会図書館」として明確に位置付けたうえで、同館の調査及び立法考査局を軸に、衆参の調査部門を統合する「大調査局」構想も一案だ。ただし、国会改革を論じる際には、留意すべき点がある。

「官」利する効率優先論

参議院が大いに独自性を発揮し、内閣の重要法案に対して衆参が相反している。しかし、

第二に、立法院の改革は効率化の視点だけでは論じられないうか。参議院のあり方を問うことは当然だが、衆参それぞれが自律性を損ねるようになっては元も子もない。

第一に、立法院の改革は効率化の視点だけでは論じられないうか。参議院のあり方を問うことは当然だが、衆参それぞれが自律性を損ねるようになっては元も子もない。

第二に、立法院の改革は効率化の視点だけでは論じられないうか。参議院のあり方を問うことは当然だが、衆参それぞれが自律性を損ねるようになっては元も子もない。

第二に、立法院の改革は効率化の視点だけでは論じられないうか。参議院のあり方を問うことは当然だが、衆参それぞれが自律性を損ねるようになっては元も子もない。

論点

国会事務局改革

専門は政治制度論。51歳。

法律物語

一 国平和主義の殻破った

国会は「国の唯一の立法機関」(憲法四一)条だ。安全保障など国の基本政策から日々の暮らしにかかわるものまで、年間百五十件ほどの法律を審議し、成立させる。その中心の一つの立法過程には、国会を舞台とした論戦や駆け引き、官僚たちの徹夜の作業、法制定を促す時代の要請がある。関係者の証言を織り交ぜながら、その「物語」にスポットをあてる。

PKO協力法

92年6月成立

の隊員を送り出した。今回の改正は、紛争の停戦監視など、国連平和維持隊(PKF)への参加の凍結解除と、自衛目的に限定して行けるとはいえ、武器使用の防衛対象に「自己の管理下に入った者を新たに加入他国の要員防衛まで可能とする」ことが柱だ。改正以前の武器使用基準は、柳井氏が「武力行使」に限られていた。強い難色を呈す内閣法制局から、「自己保存のための自然権的権利」ということなら「とまややく引き出した最低ライン」のものだ。PKF凍結も、自民党が当時野党だった公明党の協力を得るための駒の策だった。

柳井氏は述べた。「使用基準は、たかく法制局が固かった。PKOの核心であるPKFの凍結は残念だったが、残った部分でできることもいろいろあると自分を納得させてきた」

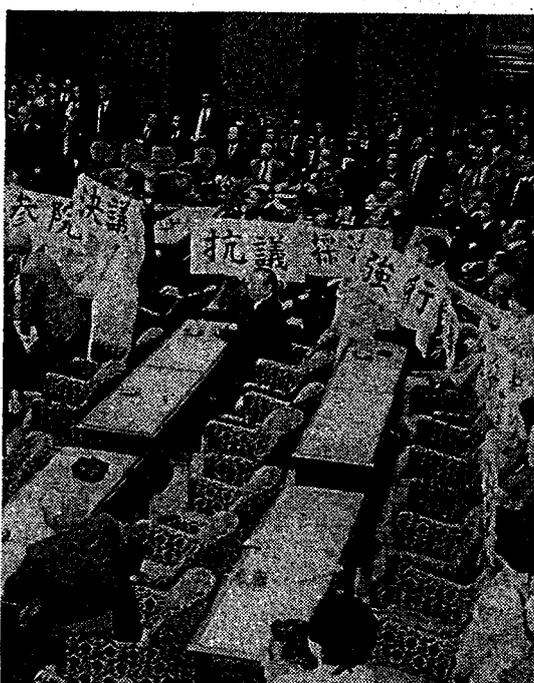
を爆撃、湾岸戦争の火ぶたが切られた。だが、日本は国際社会の共同行動に役割や責任を果たす手だてがなく、ただ右往左往するだけだった。九〇年十月、政府は自衛隊に「湾岸危機」を理由に、多国軍への後方支援を可能にするため国連平和協力法案を国会に提出した。しかし、野

党各派は武力の行使を禁じる憲法九条に抵触すると強硬に反対した。政府・自民党内でさえ、当初、湾岸危機のような事態に自衛隊を活用するという発想は極めて少数派だった。海外ボラティアに依頼する「青年海外協力隊」をヒントに作った国連平和協力法案が、自衛隊の部隊参加を柱とする内容に改まった

のは、国会提出のわずか一週間前。準備不足は否めず、外務省の局長が奮然と立ち往生する場面が相次ぎ、一か月で廃案に追い込まれた。当時、自民党幹事長だった小沢一郎・現自由党首は、「日本人が国際社会に生きるための『魂の開国』、これがいま求められている」と、「三田評論」(九一年四月号)と、「一田平和主義」の稿に安住する日本の姿を嘆いた。

PKO協力法の国会審議は、それでもなお「神学論争」に終始し、野党第一党の社会党などは「国連平和協力の美名を借りて自衛隊派遣を意図する事実上の自衛隊派兵法」と決めつけた。採決では、社会、共産両党と連合参院が最大約十三時間及ぶ牛歩戦術を計六日間わたって繰り広げた。それから九年、PKF凍結解除などを盛り込んだ改正PKO協力法の採決では、野党第一党の民主党政連賛成し、同党内の旧社会党議員の大半も賛成に従って賛成票を投じた。

社会党が抗議の横断幕を掲げて採決に反対したPKO協力法。一國平和主義のままでも良いのか、日本のあり方が問われた場面だった(1992年6月5日)



PKO 世界各地の武力紛争の再発防止や治安回復を目的に、国連が停戦監視や兵力引き離しを行うPKF活動を派遣するもの。PKO活動と難民支援などの協力的な国際救援活動への協力を目的としたPKO協力法は、緩衝地帯での駐留・巡回、選挙監視など17の国際平和協力業務を規定。自衛隊の構成員は自衛官の身分を併せ持ち、「国際平和協力隊」として派遣される。同法に基づき協力隊はこれまで13回派遣され、自衛官ら延べ400人余りが参加した。

柳井氏は「隔世の感がありますね。思ったよりも時間がかかりましたが、ようやくくすくすきりしました」と囁く。九年の歳月を経て、積み残した宿題をやり遂げた感慨が、後輩と交わした無言の握手に込められていた。

「武器使用基準」法制局の壁

法律物語

九二年から本格化した政府の国連平和維持活動(PKO)協力法案の作成は難航した。PKOの中心的役割である国連平和維持隊(PKUF)への参加をめぐる内閣府と法制局の間で、内閣府側が武力行使を禁ずる案を九条との整合性をとらなければならない。当時の工藤政務次官(当時防衛大臣)は前年の国連平和協力法案(案)の国会審議で「平和維持的のものに対しては、参加することが困難な場合が多いのはなからか」と弁論した。法制局側はPKOに参加するには、文員職など他のPKOの活動よりも厳格な停止が必要だと主張した。外務省、防衛庁と法制局の間に入って調整を求めた石原信雄前官房副長官は証言する。「防衛省の側から『PKOを禁ずる原案を作らねば』という声があった。その時、栗山(新一、防衛事務次官)が『どうも制約ありませう』と持ちこたえられた。そのPKO参加原則の事になったスイスの事例でした。スイス中立国のスイスはPKOに参加する国民の数を減らすため、九二年三月、

PKO協力法

9条をめぐる厳格な解釈は安々と自ら進んできた。PKOの中心役割である国連平和維持隊(PKUF)への参加をめぐる内閣府と法制局の間で、内閣府側が武力行使を禁ずる案を九条との整合性をとらなければならない。当時の工藤政務次官(当時防衛大臣)は前年の国連平和協力法案(案)の国会審議で「平和維持的のものに対しては、参加することが困難な場合が多いのはなからか」と弁論した。法制局側はPKOに参加するには、文員職など他のPKOの活動よりも厳格な停止が必要だと主張した。外務省、防衛庁と法制局の間に入って調整を求めた石原信雄前官房副長官は証言する。「防衛省の側から『PKOを禁ずる原案を作らねば』という声があった。その時、栗山(新一、防衛事務次官)が『どうも制約ありませう』と持ちこたえられた。そのPKO参加原則の事になったスイスの事例でした。スイス中立国のスイスはPKOに参加する国民の数を減らすため、九二年三月、



国会で審議する工藤政務次官(当時防衛大臣)は、PKO協力法案の審議で、法制局側が武力行使を禁ずる案を九条との整合性をとらなければならない。当時の工藤政務次官(当時防衛大臣)は前年の国連平和協力法案(案)の国会審議で「平和維持的のものに対しては、参加することが困難な場合が多いのはなからか」と弁論した。法制局側はPKOに参加するには、文員職など他のPKOの活動よりも厳格な停止が必要だと主張した。外務省、防衛庁と法制局の間に入って調整を求めた石原信雄前官房副長官は証言する。「防衛省の側から『PKOを禁ずる原案を作らねば』という声があった。その時、栗山(新一、防衛事務次官)が『どうも制約ありませう』と持ちこたえられた。そのPKO参加原則の事になったスイスの事例でした。スイス中立国のスイスはPKOに参加する国民の数を減らすため、九二年三月、

「自己防衛のみ武器使用で、紛争に巻き込まれる危険が生じた時は撤退する」との参加四条件を決定した。法制局の求めに防衛省がスイスの四条件の適用を提案すると「PKOに参加し消滅した海軍艦艇の態度も一変した」と(石原氏)。

◇
 日本独自の参加原則づくりは、武器使用基準をめぐってもつれた。立憲主義がたがったのは、またも法制局だった。国連PKO参加のスイスの事例の中で、武器使用の基準を「生命・身体への危害(タタア)の任務遂行(タタア)の排除(タタア)」と定めしめる。防衛省は「国連PKOに参加する以上、国連の軍へ同じような危害を加える」として、PKO参加を認めざるを得なかった。防衛省は「タタア」は武力行使に当たる恐れがある」と譲らなかった。石原、栗山、工藤と佐田(防衛事務次官)の四氏は、法制局の官房副長官室で話し合い、激しい議論を交わした。

平和維持隊 ◆ スイスの参加4条件 ◆ 憲法解釈

法制局長官の官房副長官室で話し合い、激しい議論を交わした。石原、栗山、工藤と佐田(防衛事務次官)の四氏は、法制局の官房副長官室で話し合い、激しい議論を交わした。石原、栗山、工藤と佐田(防衛事務次官)の四氏は、法制局の官房副長官室で話し合い、激しい議論を交わした。

に参加した際、不測の事態が武力を拒否すれば兵器を使用するが、不測の事態がなからか、非国連軍などふみ……。栗山、佐田両氏は、理想されるPKOを基に議論を断つる工藤氏を、押しよせ、結局、武器使用基準はAタイプに限定された。

工藤氏の下で憲法解釈を担当する第一部長を務めた大森政輔前内閣法制局長官は「栗山さんが『弾力的に考えたい』と繰り返すので、工藤さんが怒って辞を打つことしたと聞いて、私はBタイプは状況によって武力行使にめたる旨解がある。だから、私達は、制度は強めるに作り直したと主張した」と振り返る。

武器使用基準が制約されたこと防衛庁・自衛隊は強く反発した。当時、防衛庁参事官だった栗山昇・元防衛施設庁長官は「Bタイプを断れられないなら、PKOに部下は出さないと思う。参事官会議で『それなら行かない』と書いて下さい」と佐田次官に詰め寄ったこともある。と語る。

昨年暮れのPKO協力法改正で防衛省が「自己の管理下に入った者」に拡大されたが、Bタイプの使用は依然認められていない。防衛庁は「PKO参加の意思を解除しても、武器が十分使えないのでは故意だ」という声もある。

国の根幹を成す安全保障政策について、内閣の機軸と動向は法制局に懸られる政府のあり方と、外交認識の両方に左右は難くを導く。

「憲法の一字一句に固執する」とますます現実と遊離する。法制局の憲法解釈から一歩も出ない姿勢を改めない限り、「国破れ山河も流れて、法制局は解あり」となりかねない。

国際貢献へ依然憲法の壁



国連平和維持活動（PKO）の協力の成立から約一年後の三月五日、西沢徹也閣上憲法に一本の電話が入った。電話のまはりカシオ・P・K・Oとして活動中の機動隊だった。

「吾い隊員たちが自分たちは自衛隊です。民間の選挙監視員を守るべき立場なのに、もし彼らに万一のことがあれば日本に帰れません」と言っています。

カシオの国会選挙を控へ日本からも選挙監視員四十一人が現地入りしていた。連日電報を經由した現地からの電話は、「なぞ自衛隊が日本人を守る事ができないのか」と問いかけ

るものだった。PKO協力は、内閣法制局が武器使用の条件を自衛に限ったため、警護任務に関する規定がなかった。

西沢氏は知恵を絞った。結果、武器使用の規定が自己と共同の存在する他の隊員を防護対象としていた点を旨をつけた。

「機隊を道路や橋の情報収集は当然の任務だ。その途中で隊員に立ち寄れば、『共に存在する隊員』として監視員を守ることは可能だ」と。

西沢氏は、首相官邸と事前に協議せず、自らの判断でこの範囲の機隊対応するも文章を起草した。その末尾には「いつでも心は」

PKO協力法

PKO協力法への賛否

◆91年12月3日の衆議院本会議 賛成311(自民党45、無所属2)、反対167(社会党・護国共連合5、無所属1)

◆92年6月9日の参議院本会議 賛成137(自民党110、公明党・国民会

議18、民社党・スゴーツ・国民連合9)、反対102(社会党・護憲共同70、共産党14、連合参院12、参院クラブ4、無所属2)

◆92年6月15日の衆議院本会議 賛成329(自民党268、公明党・国民会議46、民社党12、無所属3)、反対17(共産党16、進歩民主連合1)、社会党・護憲共同137、進歩民主連合4は欠席

つた」と書き送った。「憲法ではないから隊員たちの不安を取り除きたかったから」。

武器使用が厳しく制限され、国連平和維持隊（PKO）への参加が実現された。PKO協力は、国連の要求に十分に応じることのできる法律だった。

特に、集団的自衛権の行使を禁じる政府の憲法解釈により、世間への共同訓示がなされた。特に、自衛隊員も「それは自衛隊員じゃないじゃないか」

カシオ・P・K・Oに参加した自衛隊員の一は、他国の軍人の言葉が忘れられない。和平に抵抗するボム・ボム飛ぶ対する軍事制裁の可能性が話題にのぼった際、「そんなには我々は撤退しなくてはならない」と口にした時のことだった。

九六年一月、中東でイスラエルに輸送隊を派遣した際は、オランダ人の総司令官が「来るなら国連の基準に即座に来てほしい」と言うので、国連本部が「日本は例外だから」と取

りなす一環もあった。機動隊員・元陸上幕僚長は「総司令官は、制約はありの日本が加わると、共同の作業が困難になさる心配したのだ」と振り返る。

昨年九月の米同時テロ発生後、小泉首相はテロ対策特別措置法を約一か月というスピードで成立させた。国会審議でも憲法との関係などを井上 建武氏（憲法）に対し首相は常論論で判断してほしい。もう神学論争はもう」と呼びかけ、PKO協力は当時との様変わりを取り戻した。

米戦略国際問題研究所のウィリアム・クリフ日本部長（元駐日公使）は「PKO協力は厳しく制約があつたが、我々は正しい方向への一歩と受け止めた。それと比べ、テロ特措法は、日本が世界の重要問題で建設的な役割を果たすために極めて重要な法律だ」と評価する。

それでも、憲法の制約はテロ特措法にも重くのしかかっている。

外務省、防衛庁と内閣法制局の担当者も、法案作成時にしっかりと向き合っていた。

「テロリスト集団に監視を課された場合、武器の使用は可能だ」

「緊要な時に監視された隊員の制隊所を監視する時は自衛目的を前提する」

テロ特措法と同じ国策でPKO協力は成立すれば、侵襲を責中合おのPKOに自衛隊が部隊参加する目的は明らかだ。

西沢、機動隊員も口をそろえる。

「安全だから派遣する」のではなく、「危険もわかるといふ思い切れる国になつてほしい」

政治にはお、責任が降りている。

（PKO協力は機動隊が担当しました。今回からNPO委）

警護任務 ◆ 集団的自衛権の行使 ◆ テロ特措法



神戸市役所に避難した市民を激励する村山首相。阪神大震災は危機に即応できない行政組織の限界を露呈した(1995年1月19日)

法律物語

阪神大震災で露呈 行政の限界

一九九八年三月十九日、衆院本会議で、特定非営利活動促進法(NPO法)が全会一致で成立した。

自民、社民、さきがけの与党三党「NPOプロジェクトチーム」のメンバーだった自民党の熊田明彦、社民党の辻元清美両衆院議員は、議場から愛媛で傍聴席に手を握った。傍聴席には、九四年からNPO法制定を目指して活動してきた「市民活動を支える制度をつくる会(S・S・A)」七十団体で構成の松原晴秀局長の姿があった。

「議員と市民が一緒になって、やっとなんかを作りました。何事も出来なかったものが、ようやく出来てほしい」と、松原氏は、ガッツポーズで入ってきた。

NPO法制定を検討する与党三党のプロジェクトチームが発足したのは九五年二月のことだ。一月ほど前の一月十七日早朝、震度7の直下型地震で六千人以上の犠牲者を出した阪神大震災がきっかけだった。

阪神大震災で生き残った人たちは、前例踏襲主義と縦割りの弊害がくさびがらめになった行政組織の限界だった。

NPO法

NPO(社会福祉、文化・スポーツ、社会協力の民間組織) profit Organization)を満した団体(一定の非営利活動法人)という法人格を付与し、その運営基礎を支援する法律だ。同法制定以前も「公益法人」(民法34条)になる道はあったが、財団法人なら3億円程度、社団法人も年間1000万円程度の会費収入が法人格取得の要件とされ、多くのNPOは在籍団体として活動せざるを得なかった。特定非営利活動法人となったNPOは現在、約6000団体にのぼる。

ボランティアの付与 ◆ 議員立法 ◆ ボランティア ◆ 法人格の付与 ◆ 議員立法

政府が非常災害対策本部を設置した時、震災発生から既に五時間以上もたつていた。国土庁、警察庁、消防庁などがバラバラに状況を把握し、首相官邸への情報伝達が滞り、村山首相ら政府中枢が全体状況を把握するに手間取った。自衛隊の出動も遅れた。発生後約四分、非営利業者らもかかわらず、兵庫県からの出動要請が遅れたため、被災地入りは発生から約七時間後だった。

行政の混乱と対応の遅れを痛めたのが、全国各地から集まったボランティアだった。食料や着衣など物資の調達、避難所での炊き出しや清掃、がれきの搬去作業、ボランティアの派遣調整や日常生活の情報提供……。震災後二年間に被災地を活動したボランティアの数は、延べ百三十七万人といわれる。

震災ボランティアの活躍は、同時に法整備の欠陥も浮き彫りになった。ボランティアが任意した活動するには、事務所や電話の設置、資料集めのための銀行口座の開設などが必要となる。しかし、大半

のボランティアが法人格を持たない任意団体のため、代表者個人の名義で契約せざるを得ず、運営基礎が不安定だった。活動の長期化で資金的に苦しくなり、活動が継続できなくなる団体も出てきた。

「大阪ボランティア協会」の早瀬隆雄事務局長はこう指摘する。

「阪神大震災は、ボランティアが法律に法人格を取って、よりよく活動できるように法律を一緒に高めた。日本社会に根拠があった『官民協働』の意識も取り戻った。震災によって、NPO法制定の動きは、十年は早まったと思う」

政府も震災直後、経済企画庁が事務局となって「ボランティア問題関係府庁連絡会議」を設置し、十八省庁が名を連ねた。

経企庁は政府提出で立法化するようを目指したが、こども省との調整に手間取った。九五年三月、与野党から農村状況を質問されても、経企庁の坂本博昭国民生産局長はこう繰り返すしななかった。

「これから検討するので今はまだなく自派です」

与野党の懸念だった熊代氏は指摘する。

「それぞれの省庁が縦割りの議論を待たずに結論が出なかったのだろう。だが、この自派回答が議員立法でまわらざるを得ないところだった」

その松原氏も「行政主導で立法促進は、行政を補完するNPO」という位置づけにはなると懸念していた。議員立法になったことは、我が国の意識を段階させる絶好のチャンスだと感じたという。

こうしてNPO法は、法整備の口を自任する議員が閣内閣外に働き、与野党の垣根を越えて議員同士が議論を重ね、NPOも積極的に議論に参加する「異例の立法過程」(熊代氏)をたどることになる。

法律物語

「公益性」論争 政局利用し合意

- 法人格を取得できる対象分野
- ①保健・医療・福祉の増進
 - ②社会教育の推進
 - ③まちづくりの推進
 - ④文化・芸術・スポーツの振興
 - ⑤環境の保全
 - ⑥災害救済
 - ⑦地域安全
 - ⑧人権擁護、平和推進
 - ⑨国際協力
 - ⑩男女共同参画社会の形成促進
 - ⑪子供の健全育成
 - ⑫上記の活動団体の運営、活動に
関する連絡、助言、援助活動

特定非営利活動促進法（NPO法）の制定は、時代の変化に伴い、時の政治情勢が主因として実現した。当時の不安定な「自社系連立」政権の崩壊を維持するため、自民党が社会党（九六年一月は民党）と手を結んで妥協したことが、最終的に決め手になった。

与野の自民三派は、阪神大震災をきっかけにNPO法に着手したが、法人格取得の要件に「公益性」を加えるかどうかをめぐる協議の難航から、国会に法案を提出するまでに二十か月の歳月を費した。

与野のロジケは、自民の熊代昭彦衆議院議員と社会党の根本博参院議員（現千葉県知事）が、論争を繰り広げた。

熊代氏「公益の増進を目的としたものは、同僚会や仲間らのつながりの類もNPO法を取得できよう」

根本氏「団体の目的が公益に合致するが、事業として、役員が介入できる余地が大きい。公益増進を条件とするなら、この法律はいらない」

根本氏は「NPOへの行政の関与を減らしたく、役人たちが自民党に働きかけているのではないか」と

NPO法

田中

「NPO法」は、NPO側は「公益性」論争によって「市民が主体的に課題解決にあたる社会を目指すか、それとも行政の後についで行政主導の社会を築くべきか」と争われていた。一方、自民党内は、「非政府の市民団体は非自民だ」という空気が強く、法制定は積極的でない。

「NPO法」は、NPO側は「公益性」論争によって「市民が主体的に課題解決にあたる社会を目指すか、それとも行政の後についで行政主導の社会を築くべきか」と争われていた。一方、自民党内は、「非政府の市民団体は非自民だ」という空気が強く、法制定は積極的でない。

いふ懸念を抱いた。

与野協議が障壁に乗り上げる中、「自民活動を支える制度をつくる案（NPO法）」など、NPO側は、自民に対するロジ活動を積極的に展開した。

〇Sが九六年八月、与野三派に提出した原案にはこうある。

「法律制定を大いに期待するところである。一方、一部閣僚は、法律制定に反して自目的な自民活動を制限する内容になるのではないかと懸念するものがあります」

〇SなどのNPO側は「公益性」論争によって「市民が主体的に課題解決にあたる社会を目指すか、それとも行政の後についで行政主導の社会を築くべきか」と争われていた。一方、自民党内は、「非政府の市民団体は非自民だ」という空気が強く、法制定は積極的でない。

◆ 法人格取得要件 ◆ 行政の介入 ◆ 民主党結成

的だった。その中で、当時の自民党幹事長で、法制定に理解を示していた加藤武二氏は、「解任を求めた自民党内に、あつた」と語る。

激しい論争に、中絶を求めた自民党内の五輪正親家院議員（現民主党院議員）が「あつた」と語り、あつた。九六年四月、自民党はたまたまの案を提出した。そこには、法律の基本理念を活動の定義の二つ所で「公益の増進」という文言があった。五輪氏は「社説宛にどうして罰金徴収できない内容だった。この時はさすがに『あつた』といふ空気があつた」と語る。

その自民党が急遽に撤回したのは、衆院選を一月後に控えた九六年九月のことだ。四月十九日は、与野三派協議調整会議で「公益の増進」の文言を法律の目的部分だけに留めた台本草案をまとめた。

自民党議員は、この草案には、熊代氏の提出した自民党議員が中心となつた民主党結成案があつた。熊代氏の離党をきっかけに、十三人の三派案に賛同した民進系民主系各派連合が、衆院選で自民党内にこたえを挙げ、自民党内には「これ以上の自民党対立は民主主義や新連立を利用するだけだ」という空気が漂った。NPO関係者は「加藤氏ら当時の自民党執行部には、衆院選に向けて自民党政権の乗組を必ず必要であつたので、あつた」と語る。

与野合意の際には、あつた。この二週間ほどで急遽に合意したのが、民主主義結成案の閣議・衆議の閣議がまとつたことと、政府の閣議をうまく利用できたためだ。

法律物語

九七年十月末、さきげまのパーティで民衆の法政連合議員は、自民党の加藤一幹

論戦・修正 「議員立法の理想型」

特定非営利活動促進法(NPO法)は、法案発議の間に修正協議を重ね、最終的には全会一致で成立した。NPO法を「議員立法の理想型」と見なす人も多い。

自民、社民、さきがけの与野三党と民進党が、法的取扱いとNPOの全名称をめぐり協議を重ね、規定を前倒しするなどの修正で合意した結果、法案審議は与野・民進系・新進系・共産系との協議をもとに進められた。

河村たかし氏(新進)「どうして法案を作ろうと、NPO法に取組んだのか」

熊谷昭彦氏(自民)「市民がボランティアとして生き生きと働く社会を、政府が有効に補う法案にしたい」

各党とも閣内閣外を問わず、一回の着手議員をそろえて法案審議は一日終り、充実した内容となった(熊代氏)。

九七年十月、新進、共産両党の委員が召集され、与野・民進系が衆院を通過したが、のちに共産党も合意した修正合意によって成立する案は、草津議員団との論戦を繰り返して形作られていた。

しかし、参院に舞台が移ったとたん、法案はたなごらの歴史もあつた。

長から呼び止められた。「法案の名称をささる」とほくそくか

自民党の村上正邦参院幹事長(自由)事件で逮捕(現在保釈中)が「ボラウ・イア」とは社会奉仕活動のことだ。「市民活動」といって「市民活動」と主張し、市民活動促進法という名称に反対している」と加藤氏は説明した。

自NPO団体の代表を務め、前年十月の衆院選で初当選した辻元氏は、目撃のなか、埼玉県草津市にある村上氏の自宅を訪ねた。村上氏は不在だったが、その場から職員室に入った村上氏に電話した。

村上氏「女房が電話で女の人が来たと言っていたが、あなたなのか」

辻元氏「名前のごときは書きます。でもから、何とかが審議入りしてよ」

村上氏は「法案を通して

NPO法

◆98年3月4日の参院本会議 賛成217(自民党107、民進連33、公明24、社民党、護国連合17、共産党13、党11、二院クラブ3、新党さきがけ3、改革クラブ3、無所属5)、反対2(新社会党、平和連合) ◆98年3月19日の衆院本会議 全会一致で賛成

NPO法への賛否 ◆1997年6月6日の衆院本会議 賛成多数(自民党、民進党、社民党、市民連合、太陽党、21世紀、新進党、共産党など) ◆98年3月19日の参院本会議 全会一致で賛成

1995年	1月 阪神大震災
	2月 政府、ボランティア問題関係者討議会開催
	9月 NPOプロジェクトチーム発足
	9月 自民党、衆代議員をプロジェクトチームに提出
96年	1月 与野、市民活動促進法、青少年就業促進法を提出
	12月 自民党が修正案をプロジェクトチームに提出
	4月 自民党が修正案をプロジェクトチームに提出
	9月 民進党が提出
	10月 衆院通過
	12月 参院、市民活動促進法を衆院に提出
97年	2月 民進党、修正案を提出
	3月 与野と民進党が修正案
	6月 市民活動促進法が衆院通過
	10月 参院自民党、法案名変更を要する
	12月 参院自民党が修正案
	新進系参院
98年	2月 NPO281団体が「NPO法案に関する緊急提言」を提出
	与野、民進連と公明、共産党、自由党が修正合意
	3月 特定非営利活動促進法が成立

くれば家までやってきた。自民党議員も見習うべきだと態度を軟化させた。法案名は「非営利一般的な興味を持つべきよ」(辻元氏)と、特定非営利活動促進法に改められた。

◆参院審議が本格化した九八年初め、政府は流動化していた。新進系が解党し、野党の参院会派は民進連、公明、共産党、自由党と細分化した。与野三党も、参院をめぐり各党が独自色を強めており、社民、さきがけの専ら離脱は時間の問題と見られた。

「自民単独政権に戻たら法案成立が困難になる」と危機感を抱いたNPO側が、約千人団体の署名で「参院派議員立法として早期に成立」と訴えた。参院はこれを容れなかった。

これに翻転され、与野三党が一致点を模索。参院に専ら離脱でないことを通知するほど九八年度の修正で合意。翌月、NPO法は成立した。

NPO法を境に議員立法を自ら提案する動きは強まりつつある。それ以前は議員立法は年十数件だったが、九八年以降、毎年二十五以上が成立し、二年前からは国会提出件数が日本を越えるようになった。

NPO法成立の四か月前後には、元参議院議員の元野田和、元運輸相が、九七年五月二十日の参院内閣委員会でのちに語っている。NPO法制定に携わった若手議員の間で「参院の壁」になっている参院派系議員は、NPO法の賛成を最もよく表している。

「みんなの生き生きとした村を創り、議員立法はやはり大膽だなと感じた。国民もいろいろ国会議員を責めているだろう。国民の期待を裏切らぬように、角突き合はなければ、英知を絞っていい方向で解決するものに努めます」

(NPO法は川島三喜子氏が担当した。次回は道路整備臨時措置法)

法案名変更 ◆2800団体了ヒール ◆奥田氏の言葉

法律物語

児童虐待防止法の制定に少なからず影響を与えた一冊の漫画がある。

「凍りついた瞳」(椎名篤子原作、ささやななえ画)という児童虐待問題を正面から取り上げた作品だ。

再婚した夫の気がねから三歳の息子に暴行を繰り返す母親。夫の女性関係をきつかけに育児を放棄し、六歳の娘を園相談室に閉じこめた母親。父親が日常的に性的虐待を受け、心を閉ざしてしまつた女子中学生。悲惨な現実を立ち見くす児童相談所の職員たち……。

シリアスな内容ながら、一九九五年に発行されるとベストセラーになった。それ以前は「行き過ぎた親のしつけ」という誤った認識を塗り替へ、児童虐待が家族の孤立化や地域社会との隔絶をもたら

委の与野党理事は、児童虐待防止を目的とする法整備に動き出した。

す社会問題であることを知らしめる契機になった。

その「凍りついた瞳」を、民主党の保坂展人衆院議員が衆院青少年問題特別委員会の

児童虐待防止法

上

全委員に配つたのは九九年夏のことだ。

「青少年問題」と言えば、非行防止や薬物取り締まりの話が先行し、児童虐待の問題への関心は全体に低かつた。だから、この漫画をぜひ読んで欲しかつた」

民主党理事だった田中申衆院議員は「生々しく、具体的に訴えかけてくる漫画だった。我々が何とかしないと」と気持ちを取り立てられた議員も多かった」と指摘する。「まるで超党派の議員連盟のよう」(田中氏)、特別

「凍りついた瞳」は衆院青少年問題特別委のメンバーに児童虐待防止の法整備の必要性を強く訴えかけた



原作・椎名篤子 画・ささやななえ「凍りついた瞳」愛蔵版コミックス/集英社

迫真の漫画 議員動かす

虐待防止法の規定に沿つたもので、「障害のある子を見せ物にする」「物いいや大道芸をさせる」などの経済的搾取

「明らかに時代錯誤ですよ。児童福祉法を改正する必要がある」「物いいや大道芸をさせる」などの経済的搾取をさせる」などの経済的搾取をさせる」などの経済的搾取をさせる」

や親に対するケアを同時にできぬシステムが必要だ」「法改正をぜひお願いします」特別委員長だった富田茂之

用すれば事足りる、という理由が、自民党理事だった

大田誠一・元総務庁長官は「予算なら歓迎だが、法律は仕事が増えるだけで大変という役人心理が働いたのだろ」と見る。

児童福祉法三四条「児童保護のための禁止行為」に列記されているのは、戦前の児童

行為に限られていた。人権感が極めて低く、社会的にも貧しい時代に作られた規定を根拠に、現代社会の病理に根

差した虐待問題に取り組みはあまりに無理があった。特別委でも法の不備に質問が集中した。

が、厚生省は非常に難しい」と繰り返した。

「〇〇〇〇年四月十二日、特別委のメンバーは東京都児童相談センターを視察した。職員は口々に訴えた。「虐待の早期発見へ、子供厚生省の肩を持つ議員が多か

公明党前衆院議員は「この視察が決定打だった。今国会で何とかしなければ」という勢いで全委員が変わつた」と話。

六月の衆院解散・総選挙が取りざたされる中、それまで待防止プログラムの普及に取り組み作家の森田ゆりさんが手紙をもちつた。

五月十一日には富田委員長提案の形で児童虐待防止法案が国会に提出され、翌十二日に衆院を通過、十七日に全委一致で成立した。

富田氏は法成立の直前、虐待防止プログラムの普及に取り組み作家の森田ゆりさんが手紙をもちつた。

「特別委は、今この瞬間に虐待され、抱き込まれる子供の将来を思いをはせながら議論した。言論の府にふさわしい国会のありようだった」(「法律物語」は毎週月曜日に掲載します)

児童虐待を4類型 児童虐待防止法は、虐待を受けている子供の早期発見・保護を目的に児童相談所の権限・機能を強化した。児童相談所の職員は虐待の恐れのある家庭に立ち入り調査でき(9条)、立ち入り調査などの際に警察官の援助を求めることができる(10条)ことが明記された。

児童虐待の定義も初めて明確化(2条)し、①身体に外傷が生じたり、生じる恐れがある暴行(身体的虐待)②わいせつな行為(性的虐待)③心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など育児の放棄(ネグレクト)④著しい心理的外傷を与える言動(心理的虐待)に4類型している。

旧厚生省の抵抗 ◆ 児童相談センター視察 ◆ 与野党結束

法律物語

虐待を受けた子供たちは心に深い傷を負っている。

東京都立川市の児童養護施設「至誠学園」。児童約七十人のうち十人前後が、虐待を繰り返す親から引き離す目的で入所した子供たちだ。

六畳大の部屋に、真っ白な砂を敷き詰めた一辺四方の台がある。棚には、ドレスを着た女性人形、様々な人形、庭木や家などの小さな模型が百種類以上並ぶ。施設の職員はこの部屋で子供たちの心を癒やす治療に取り組んでいる。

「人形を使って何か物語を作ってみて」

職員に促され、子供は白い砂の上で人形を使ってドラマを組み立てる。往々にして

児童虐待防止法

下

それは自分の過去の出来事を重ね合わせたストーリーになる。「箱庭療法」という心理療

法だ。

「最初は『魔女』の人形で表していた母親が、時間をかけて心を解きほぐしていけば、『ウェディングドレスを着た女性』へと変わっていく。子供の心に落ち着きが出てくる」

統括学園長の高橋利一さんは、箱庭療法の効用を認めたうえでこう話す。

「でも、受けていた虐待がひどければ、虐待された歲月

児童虐待防止法への賛否
◆2000年5月12日の衆院
本会議 全会一致で賛成
◆5月17日の
参院本会議
全会一致で賛成

児童虐待防止法施行後の主な児童虐待死事件

2000年 12月	茨城県水戸市で、両親が長女(2)を殺害し、自らも死んだ。理由として「自分たちが子供を育ててきたことが悔しかった」と供述。
2001年 2月	千葉県浦安市で、養母と祖父の2人が、長男(3)の顔を殴るなどして死なせた。理由として「年間、祖母と養母が加わって虐待していたことが明らか」と供述。
6月	東京都津田町で、父親が、長女(8)を風呂で溺死させた。理由は「お風呂で溺れさせた後、自宅の木の間に隠して2時間放置し、死なせた。父親は『しつけのつもりだった』と供述」。
8月	兵庫県尼崎市で、養父と母親が、長男(6)を湯桶に入れて自宅近くの運河に遺棄。児童養護施設から一時帰宅中に発生。
2002年 2月	さいたま市で、両親が長女(2)が食事しなかったことに腹を立て、顔や頭を殴るなどして殺害。「なつかしかった」との理由で洗濯ロープで縛ったり、湯を垂らすなど日常的に暴行。
3月	名古屋市で、養父が長男(3)の腹部を殴るなどして死なせた。「泣いてやまなかった」と供述。
7月	茨城県五里村で、養父が長男(3)の胸や腹を殴るなどして死なせた。動機は「自分の生活で長男が困窮して、怒ったのし出て行かなくて」と供述。
7月	名古屋市で、母親が長男(1)に約1週間分の食事を与えず、餓死させる。長男の体量は生後2か月児程度しかなかった。

親へのケア後回しの施行

と同じだけの治療期間がかかってくるのです」

児童虐待が発見された場合に保護されるのが親は何の手当てもないまま放置されているのが現状だ。これでは親の手元に子供を帰したとたん虐待が再発してしまう。再

発を防ぐには親のケアに取り組み体制の整備が不可欠だ。児童虐待防止法を審議した児童虐待防止法特別委員会でも、参考人として出席した子ども虐待防止ネットワーク「あいち」の祖父江文宏理事

「子供を虐待から救出して環境を変えればそれで済む」という発想は、全くナンセンスだと思ふ。虐待を受けた心の傷を癒やすこと、虐待をしな

「今まさに虐待されている子供たちを救うため、緊急立法を法的に一步を踏み出す法律を設けたに過ぎない。」

「虐待をめぐる様々な問題は、これまでも大人が何もしてこなかったために起きている。こた。救済に無力なのは、私たちが果たしてこなかった責任の累積だと考えてほしい」(児童虐待防止法は古川馨が担当しました。法律物語」は原則として月曜日掲載します)

まずは保護 ◆ 「緊急立法」 ◆ 来年秋見直し規定

の心を癒やすことが抜きにされた。世代間連鎖(幼児期に虐待を受けた親が自分の子供にも虐待を繰り返す現象)を断ち切ることは「ききない」

「〇〇〇〇年五月に成立した児童虐待防止法は、虐待されている子供の早期発見と保護に力点が置かれた。親へのケアは、虐待した親に児童福祉司による指導を受けることを義務づけ、従わない場合は知事が親に指導に従うよう勧告できる規定(一)条」

「児童虐待防止法は、虐待された親へのケアを後回しにしてしまっ

「児童虐待防止法は、虐待された親へのケアを後回しにしてしまっ

「児童虐待防止法は、虐待された親へのケアを後回しにしてしまっ

「児童虐待防止法は、虐待された親へのケアを後回しにしてしまっ

「児童虐待防止法は、虐待された親へのケアを後回しにしてしまっ

「児童虐待防止法は、虐待された親へのケアを後回しにしてしまっ

法律物語

戦後の保革イデオロギー対立を背景にした不毛の「日の丸・君が代」論争に終止符を打った国旗・国歌法の制定は、一人の校長の自殺がきっかけだった。一九九九年二月二十八日朝、広島県東部の山あいの町、御調町。広島県教育委員会会長の主幹指導主事は、県立世羅高校の石川敏浩校長（当時五十八歳）の自宅を訪ねた。石川校長は翌日に迫った卒業式での君が代斉唱をめぐる教職員との対立で、憔悴していた。

国旗・国歌法

上

きつかけは校長の死◆摩擦恐れ政府も及び腰◆公明賛成で潮流変化

遠であれどこの歌詞は「国民主権」に反する」と日の丸・君が代に反対し続けてきた。しかし、既に一九七四年の総理府世論調査で、「日の丸が国旗としてふさわしい」が84%、「君が代が国歌としてふさわしい」が77%を上る。その後、保革対立が終わり、社会党も歴史の舞台から消えてからは、日の丸・君が代は、国民の間に国旗・国歌としてすっかり定着している。だが、政府は、日教組などの対決を避け、学習指導要領に基づき教育現場での指導という形で、日の丸掲揚、君が代斉唱を推し進める一方、法的位置づけについてはあいまいしたままだった。

旧文部省の指導で、広島県教委は九九年二月十三日、県内の学校長に、日の丸掲揚、君が代斉唱の完全実施を求める職務命令を出した。石川校長も教職員と話し合いを繰り返したが、

「何が正しいのか分からない。自分の選んだ道が正しいともない」

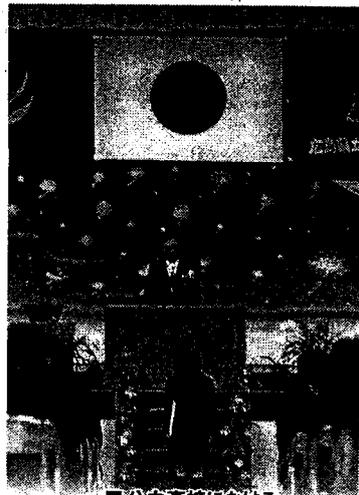
二日後の三月三日、野中広務官房長官は石川校長の自殺に触れて、小淵首相に訴えた。「このままでは悲劇が何回繰り返されるか分からない。戦後

長く国の背骨となる国旗や国歌を成文化せず、中途半端に時代を送ってきた。二十一世紀を目前に控え、積み残してきた問題を解決したい」

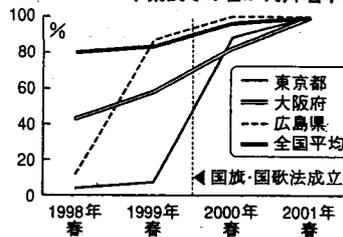
小淵氏は一週間前の予算委員会、「法制化は考えていない」と答弁したばかりだ。一瞬ためらいはあったが、小淵氏もうなずいた。だが、法制化の道は、平たんではなかった。

従来の政府見解は「長年の慣習により、国旗・国歌の認識がすでに国民に定着している。法律により制度化する考えはなし」(七九年六月の大平首相答

保革の不毛な論争に幕



公立高校における卒業式での君が代斉唱率



月後だった。

法成立から三年。サッカー・ワールドカップでは、顔に日の丸をペイントした若者がスタジアムを埋め、君が代を大声で斉唱する光景が繰り広げられた。世羅高校の

屋上にも、今では他のほとんどの高校と同じように、日の丸がはためく。

「国旗・国歌法ができて本当に良かった。日本が主権をはっきりと打ち出したという点で、歴史の大きな区切りになったと思っ」

現校長の田辺康嗣さんは石川校長ら歴代校長の肖像写真が並び校長室で、法制化の意義と今後の課題を語った。

「なだ日の丸を掲揚し、君が代を歌うようになったら、だめだ。憲法前文で『自国のことにのみ専念して他国を無視してはならない』とあるように、日本の将来を考え、他国を尊重できる若者を育てることが、法制化のきつかけとなった我が校の責務だと思っ」

「商船規則」で、縦横比は7対10、日章の直径は縦の5分の3、日章の中心は旗の中心から旗ざお側に旗の横の長さの100分の1寄ったものとされていたが、政府は、国連が国ごとにばらつきが出ないように縦横比を「2対3」に統一し、民間業者も基本的はこの様式で旗を作っているため、「国連サイズ」を採用した。

日の丸と君が代 国旗・国歌法は「国旗は、日章旗とする」「国歌は、君が代とする」という2つの条文から成り、「別記」で、日章旗は「縦は横の3分の2、日章の直径は縦の5分の3、日章の中心は旗の中心」「地は白色、日章は紅色」とし、君が代の歌詞・楽譜も具体的に表記している。日の丸の寸法は、1870年の太政官布告

（「法律物語」は原則として月曜日の掲載です）

年金法案、参院委で可決

自公、採決を強行 きょう成立を目指す



保険料率の引き上げ、給付削減など、年金制度の抜本改革を盛り込んだ年金法案が、参議院年金特別委員会(参院委)で、自公両党の議員が採決を強行し、可決された。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。

参議院年金特別委員会(参院委)で、年金法案の採決が行われた。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。

朝日新聞

朝日新聞社 2004年
発行所 〒104-8011 東京都中央区東日本橋1丁目1番1号
朝日新聞東京本社
電話 03-3545-0131

60年の歴史・日かた3日5日
5日10日15日20日25日30日

読者サービス・朝日新聞
読者サービスセンター
〒104-8011 東京都中央区東日本橋1丁目1番1号
電話 03-3545-0131

読者サービス・朝日新聞
読者サービスセンター
〒104-8011 東京都中央区東日本橋1丁目1番1号
電話 03-3545-0131

04.6.4 (3)

年金法案、参院委で可決

未納問題で混乱 試算公表も遅れ

年金制度の抜本改革を盛り込んだ年金法案が、参議院年金特別委員会(参院委)で、自公両党の議員が採決を強行し、可決された。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。

党略に沈んだ一元化論

年金制度の抜本改革を盛り込んだ年金法案が、参議院年金特別委員会(参院委)で、自公両党の議員が採決を強行し、可決された。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。

野党は問責案

年金制度の抜本改革を盛り込んだ年金法案が、参議院年金特別委員会(参院委)で、自公両党の議員が採決を強行し、可決された。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。参院委は、午後10時、採決を強行し、法案を可決した。

紙面から

⑨両親は服役13歳少女の夢
中国で住む両親の少女が、夢を叶えたいと、両親に服役を希望する。両親は、少女の夢を叶えるために、服役を希望する。

⑩養う米欧首脳に「イラ」の影
養育費を払わない米欧首脳に、日本の政治家が「イラ」の影を浮かべている。

⑪天安門事件、きょう15周年
天安門事件が起きた日、北京で追悼式が行われる。

⑫日本のテレビニュース、終了へ
日本のテレビニュース番組が、終了の噂が立っている。

⑬清原、2千本安打に王手
野球選手清原が、2千本安打を達成した。

⑭車転落、善き添え小6重傷
小学生が車に轢かれた事故で、重傷を負った。

⑮国際ニュース
⑯スポーツ
⑰オーストラリア
⑱生活
⑲小ネタ
⑳情報
㉑地域
㉒TV・ラジオ



軽い胸を、重たい男が問いかける
山田 紳

社説

抜本改革を誰に託す

年金法改正案の成立は、野党の賛成が不可欠である。...

年金法成立へ

年金法改正案の成立は、野党の賛成が不可欠である。...

04.6.4 (4)

切り取り 打ちたたき 疑念 共産党

年金法改正案の賛否

与党、乱闘に備えた民主に先手

野党、解任決議案で抵抗

年金法案、今夜にも成立

年金法改正案の成立は、野党の賛成が不可欠である。...

民主「理不尽」訴え

市民多数の強み

切実一票

年金法改正案の賛否



西川議員の「花道」

採決強行で最後の質問

年金法改正案の賛否

04.6.4 e (1)

年金改革法 成立

「散会宣言」で混乱

民主・社民、採決欠席

衆議院の最大の議題として年金制度改革法が1日午前、衆議院で審議された。民主党は、法案の成立を歓迎する一方で、採決を断念し、散会を宣言した。民主・社民両党は、採決に欠席した。

(1) 衆議院の審議は、午後1時開始。民主党は、法案の成立を歓迎する一方で、採決を断念し、散会を宣言した。

年金制度改革法の審議は、午後1時開始。民主党は、法案の成立を歓迎する一方で、採決を断念し、散会を宣言した。

年金制度改革法の審議は、午後1時開始。民主党は、法案の成立を歓迎する一方で、採決を断念し、散会を宣言した。



朝日新聞 夕刊



マダムロタン 目黒
東京目黒区目黒の木1-1-6
03(3724)1339
AM10:00-PM7:00(年中無休)

大塚建設 住宅不安
住宅不安の解消
大塚建設の住宅不安解消サービス

素粒子
素粒子の発見
素粒子の発見が物理学に与える影響

NHK学園
生涯学習通信講座

俳句短歌
まいごの俳句
まいごの俳句が好評です

- 年金改革の日程■
- 04年10月
 - 厚生年金保険料の引き上げ開始(毎年0.354%増す)
 - 基礎年金の国庫負担引き上げ開始(09年度まで2分の1)
 - 05年4月
 - 国民年金保険料の引き上げ開始(月額で毎年280円ずつ)
 - 無職、低所得の20代の国民年金保険料猶予制度開始
 - 育児休業中の保険料免除期間が3年に延長(現行1年)
 - 60-64歳の会社員の年金一律2割減額を廃止
 - 06年4月
 - 就業した場合の障害基礎年金と老齢厚生年金との併給が可能に
 - 国民年金保険料の減免制度を収入に応じて2段階から4段階に
 - 07年4月
 - 合意や裁判所認定の離婚で、厚生年金の夫婦分割が可能に
 - 70歳以上の会社員の厚生年金を収入に応じて減額
 - 08年4月
 - 会社員の夫と専業主婦の離婚で、合意なしでも夫の厚生年金の2分割が可能に
 - 保険料の納付実績や給付額の目安の通知開始

負担増・給付減が柱

「二元化」の行方見えず

成立した年金改革法は、厚生年金と国民年金の二元化が柱。負担増と給付減が柱となる。二元化の行方見えず。

年金制度改革法は、厚生年金と国民年金の二元化が柱となる。負担増と給付減が柱となる。二元化の行方見えず。

参院ドキュメント 5日

0・10 参院本会議で野党提出の国井正孝厚生労働委員長解任決議案の記名採決。野党は衆院に続き「半歩戦術」で引き延ばしを図る。

1・45 与党の反対多数で国井氏の解任決議案を否決。本会議は休憩に。

4・20 参院本会議を再開。自田寛之参院議員の不信任決議案を審議するため、民主系出身の本陣閣僚が議長に就任。野党は「これにて本日は散会します」と宣言。本会議はそのまま終了。

4・30 自田氏が議長席に就任。「本閣議の散会宣言は本議院規則第22条の規定に反し、無効であります」。そのうえで、「議長、副議長とも事故があるものと認めざるをえないので、議事を進めるためには、まず副議長を選挙することになる」と宣言。準備のため休憩に入る。

7・39 民主、社民両党議員が欠席するなか、この日3度目の参院本会議がスタート。川村典典参院事務総長が議長役を務め、仮議長に自民の竹山裕参院議員を推挙した。仮議長のもとで、自田議員の不信任決議案について押しボタン採決。与党の反対多数で否決。

8・25 復讐した自田議員のもとで、川村事務総長の不信任決議案を採決。押しボタン採決を2度繰り返したが、不測で急きょ起立採決に変更。与党の反対多数で否決。

9・03 続いて坂口厚善相の閣内決議案を審議。起立採決で与党の反対多数で否決。

9・30 年金改訂関連法案を議題に。国井正孝厚生労働委員長が報告。討論を経て起立採決。与党の賛成多数で可決し、本会議は休憩に。



年金法案審議

野党の秘策、不発
与党、事前に理論武装

野党は年金法案の審議に先立ち、与党議員を相手に「理論武装」を行った。野党は「年金は国民の老後の生活を支える重要な制度であり、政府は年金の持続可能性を確保する責任を負っている」と主張し、与党議員を相手に激しい論戦を展開した。

65歳までの雇用企業に義務付け
高齢者雇用安定法が成立

「若年者の雇用を確保し、高齢者の雇用を安定させる」という目的を掲げ、65歳までの雇用企業に高齢者雇用を義務付ける法案が成立した。これは高齢者の就業機会を拡大し、社会参加を促進するための重要な措置と見られる。

参院ドキュメント 5日

年金法成立
「理解得られぬ」
混乱と野党とも「反省」

年金法成立の経緯について、野党側からは「理解が得られなかった」という声が多く聞かれた。また、野党側も「反省」の言葉を交わしている。これは法案の審議過程が複雑で、関係者間の認識の相違が生じたためと見られる。

立候補で、リベンジを
立候補者から
立候補者から「リベンジ」を訴える声も聞かれた。これは過去の選挙結果に対する不満や、再挑戦の意思を示していると考えられる。

年金法成立

「理解得られぬ」
混乱と野党とも「反省」

04.6.6 (1)

大田昌之
「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

社説

これが政治の現実だ
「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

04.6.6 (2)

年金改革法成立
「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

財源・未納対策先送り

給付の前提に不安
「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

時時刻刻

与野党、「痛み分け」
「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

参院選向け世論懸念

「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

会社員の年金保険料はこう変わる

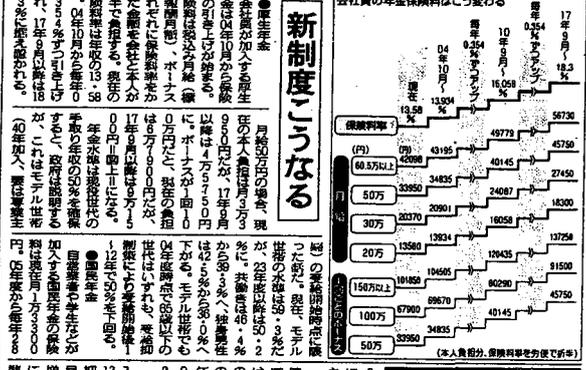


Table with 2 columns: 現在の国民年金保険料の引き上げ (Current National Pension Premium Increase) and 会社員の年金保険料はこう変わる (Company Employee Pension Premium Change). It lists income brackets and corresponding premium amounts for different years.

新制度いつになる

「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

与野党、「痛み分け」

「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

参院選向け世論懸念

「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

「天声人語」
「天声人語」
「天声人語」

04.6.4 (2)

6月4日(金曜日)

与党「抜き打ち」採決

年金法案 質疑残したまま

年金増徴法案(厚労省案)が、参議院で採決された。野党は採決を阻止できなかった。採決は午後三時、公明党議員の賛成で採決された。採決は、野党議員の賛成で採決された。採決は、野党議員の賛成で採決された。

民主ぼう然

首相「不明の致すところ」
留學帰国時の年金未加入
小泉首相の留學帰国時の年金未加入問題が、野党議員の質問で明らかになった。首相は「不明の致すところ」と答えた。

首相「不明の致すところ」

留學帰国時の年金未加入
小泉首相の留學帰国時の年金未加入問題が、野党議員の質問で明らかになった。首相は「不明の致すところ」と答えた。

年金法案 参院委可決

年金増徴法案(厚労省案)が、参議院で採決された。野党は採決を阻止できなかった。採決は午後三時、公明党議員の賛成で採決された。

04.6.4(1)

04.6.4

14版 (4)

最後の攻防 持久戦へ



野党議員が採決を阻止しようとする様子

年金法案

年金増徴法案(厚労省案)が、参議院で採決された。野党は採決を阻止できなかった。採決は午後三時、公明党議員の賛成で採決された。

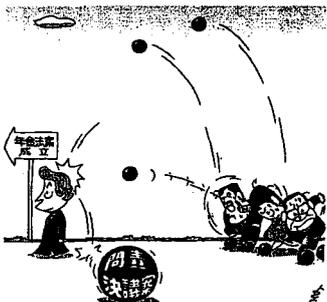
問責決議案

長時間演説

秘策も用意

野党、引き延ばし戦術

年金増徴法案(厚労省案)が、参議院で採決された。野党は採決を阻止できなかった。採決は午後三時、公明党議員の賛成で採決された。



効果は？ かわにしよと

2025年に65歳になる人の年金額(現役世代の平均手取り賃金に対する比率)

	支給開始時		20年後	
	①	②	①	②
①夫が40年加入、妻が専業主婦(モラル世帯)	30.0万円	51.7%	36.6万円	41.6%
②40年間夫婦共働き	29.2	50.2	40.4	46.5
③少子化進行の場合	29.0	50.0	35.4	40.3
④少子化進行の場合	38.1	40.4	46.5	32.6
⑤少子化進行の場合	37.1	39.3	45.2	31.7
⑥少子化進行の場合	36.9	39.1	45.0	31.5

(%)は、その時点の現役世代平均手取り賃金に対する割合(2009年度以降以降は物価上昇率が年1.0%、名目賃金上昇率が年2.1%になることが前提)

1960年生まれ 年金受給20年…現役賃金の40%

厚労省の見直し
年金受給20年…現役賃金の40%
1960年生まれの人は、年金受給20年経過後、現役賃金の40%程度の年金を受け取ることになる。

3時間演説や牛歩 採決引き

「茶番だ」と党批判

野党による主な抵抗戦術例

牛歩30分間
 閣議不協定案(PKO協力法案) 1992年6月
 社会、共産、民主、社民各党が閣議不協定案を提出し、採決を阻止した。採決は、社会と社民連の国会議員が議員辞職を提出した。

ヒゲ22日間
 96年度予算案 96年3月
 新進党が予算案に賛成した。採決は、採決を阻止した。採決は、採決を阻止した。

採決時間延長
 閣議不協定案 99年3月
 社会、共産、民主、社民各党が閣議不協定案を提出し、採決を阻止した。採決は、採決を阻止した。

年金改革関連法案
 年金改革関連法案 2004年6月
 民主、共産、社民各党が閣議不協定案を提出し、採決を阻止した。採決は、採決を阻止した。

民主、参院選へ徹底抗戦

参院選は、野党による抵抗戦術の中心となる。採決を阻止するだけでなく、採決を遅延させることも重要な戦術となる。野党は、採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。

- 4日から5日の国会の動き
- 【4日】
 - 8時10分 民主、共産、社民3党が閣議不協定案を提出し、採決を阻止した。
 - 11時7分 民主、共産、社民3党が閣議不協定案を提出し、採決を阻止した。
 - 13時 参院本会議開会。野党による採決阻止戦術が開始された。
 - 15時41分 採決打ち切りを命じ、反対多数の採決案が否決された。
 - 20時10分 参院の本会議が閉会した。
 - 【5日】
 - 0時10分 参院本会議再開。野党による採決阻止戦術が再開された。

04.6.5(3)

抜本改革へ 難題ばかり



年金法案の採決は、野党による抵抗戦術の中心となる。採決を阻止するだけでなく、採決を遅延させることも重要な戦術となる。野党は、採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。

年金法案

一元化と野党にズレ

社会保障全般見直し急務

年金法案の採決は、野党による抵抗戦術の中心となる。採決を阻止するだけでなく、採決を遅延させることも重要な戦術となる。野党は、採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。

年	内容	関係
2004年	厚生年金保険料率引き上げ(10月)、2017年度まで、毎年0.54%づつ引き上げ	社会保障制度改革推進法を提出(9月)
2005年	国民年金保険料引き上げ(4月)、2017年度まで、毎年280円づつ引き上げ	介護保険法改正案を通常国会に提出
2006年	人口や経済の動向に合わせて、高齢者年金を一律引き上げ(4月)	医療制度改革案を通常国会に提出
2007年	高齢者の厚生年金分割制度を導入、70歳以上の後期高齢者年金を一律引き上げ(4月)	年金一元化を含む社会保障制度改革案の見直しを行い、結論を得る(三党合意)
2008年	保険料納付義務を4割の若年者へ導入(4月)	消費税率を含む抜本的な税制改革案を提出(手続制改正大綱)

年金法案の採決は、野党による抵抗戦術の中心となる。採決を阻止するだけでなく、採決を遅延させることも重要な戦術となる。野党は、採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。

年金法案の採決は、野党による抵抗戦術の中心となる。採決を阻止するだけでなく、採決を遅延させることも重要な戦術となる。野党は、採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。

制度の空洞化深刻

年金法案の採決は、野党による抵抗戦術の中心となる。採決を阻止するだけでなく、採決を遅延させることも重要な戦術となる。野党は、採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。採決を遅延させることで、採決を阻止しようとしている。

社説

選挙への思惑が封じた抜本論議

年金探決混乱
年金制度の抜本改革は、選挙の思惑が封じた抜本論議を阻んでいる。...

選挙の思惑が封じた抜本論議
選挙の思惑が封じた抜本論議を阻んでいる。...

04.6.5

「泥仕合」募る政治不信



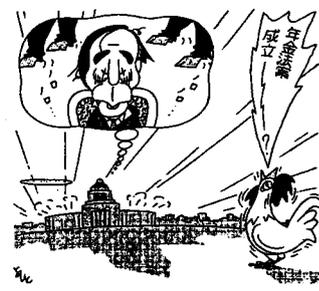
年金法案審議

年金法案の審議が、野党と政府との間で泥仕合を繰り返している。...

目立つ党利党略

党利党略が目立つ。議員の私利私欲が、国民の利益を犠牲にしている。...

最後の戦い／まるで全共闘／根性すわっている



かどにしよと
こんどこそ「モウ・ケッコー」？

最後の戦い／まるで全共闘／根性すわっている
12時5分、衆議院議事堂で野党と政府との間で激しい議論が行われた。...

党利党略が目立つ
議員の私利私欲が、国民の利益を犠牲にしている。...

人生は、何かを得てから10年
仙生堂
 アカリスは、安心に頼んで
 西0120-88-7604
 www.zundry.co.jp

2004年(平成16年)6月5日 土曜

年金改革法が成立

民主「散会作戦」で混乱

参院 民主・社民は欠席

参院議決の年金改革法は、民主・社民の両党が欠席した。民主・社民は、参院議決の年金改革法に反対する。民主・社民は、参院議決の年金改革法に反対する。民主・社民は、参院議決の年金改革法に反対する。



参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。

奇策「不発」 与党察知 12分後に逆襲

眼

参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。

参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。参院議決の年金改革法に反対する民主・社民の両党議員ら。

参院規則 憲法58条にある「衆参両院は、全議その他の手続及び内部の組織に関する規則を定める」との規定に基づき、参院の運動全般について定めた規則のこと。

82条 議事日程に記載した案件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告することができる。議長は、必要と認めるときは議院に附り、午後4時を過ぎたときは議院に附らないで、散会を宣告することができる。

85条 議長が散会、延会または休憩を宣告した後は、何人も、議院について発言することができない。

早くも「見直し」大合唱

年金改革法 成立

経済界「協議の場を直ちに」

年金改革関連法の骨子
 【国民年金保険料】2005年4月から毎年月額280円ずつ引き上げ、2017年度以降、1万5900円で固定
 【厚生年金保険料率】2004年10月から毎年0.35%ずつ上げ、2017年9月以降年取の18.30%（労使折半）で固定
 【厚生年金の給付水準】2005年度から徐々に引き下げ、2023年度以降は、70才以降（40年加入、要は専業主婦）で現役世代の平均的所得の50%を確保
 【基礎年金の国庫負担割合】2009年度までに段階的に3分の1から2分の1へ引き上げ
 【報酬分割】報酬時に厚生年金分割を請求できる制度を創設
 【在籍年齢者】一定以上の年金がある70歳以上の年金者を対象

4、5日の国会の動き
 【4日】
 13時 衆院本会議開会。野党が午歩
 13時 参院本会議開会。野党議員が長時間演説
 15時41分 衆院の野党議員が投票打ち切りを命じ、反対多数で野党議員一斉労働委員長の解任決議案を否決
 20時10分 参院の倉田議員が延会を宣言し、休会
 【5日】
 0時10分 参院本会議再開。田井正博厚生労働委員長が解任決議案の採決開始。野党議員が午歩
 1時41分 反対多数で田井委員長が解任決議案を否決。休会
 4時21分 参院本会議再開。本岡昭次副議長が「散会」と宣言。倉田議員が散会を取り消し、休会
 7時39分 参院本会議再開。飯塚長に自民党の竹山参院会長を推挙。倉田議員の不信決議案、川村良典参院事務局長の不信決議案、坂口厚生労働相の閣議決議案をそれぞれ否決
 9時30分 参院本会議で年金改革関連法が賛成多数で可決、成立

散会戦術来た 与党よろし

野党議員の長時間演説に、与党議員は「散会戦術」を駆使して、議事進行をコントロールした。野党議員の長時間演説に、与党議員は「散会戦術」を駆使して、議事進行をコントロールした。



参院本会議で野党議員の長時間演説に、与党議員は「散会戦術」を駆使して、議事進行をコントロールした。

読まれていた民主
 共産からも
 「無理がある」

年金改革法成立
 【時事通信】年金改革法が衆議院で可決された。野党議員の長時間演説に、与党議員は「散会戦術」を駆使して、議事進行をコントロールした。

社説

立ち止まらずに抜本改革を進めよ

年金改革法が成立した。野党議員の長時間演説に、与党議員は「散会戦術」を駆使して、議事進行をコントロールした。抜本改革を進めよ。

年金改革法が成立した。野党議員の長時間演説に、与党議員は「散会戦術」を駆使して、議事進行をコントロールした。抜本改革を進めよ。

年金改革法が成立した。野党議員の長時間演説に、与党議員は「散会戦術」を駆使して、議事進行をコントロールした。抜本改革を進めよ。

参院規則02条 * 「議事日程に記載した案件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告することができる」と定めている。85条

支持得たか…民主不安



記者団の威嚇を懸しい表情で聞く民主党の岡田代表 (5日午後、民主党本部で)

年金法「徹底抵抗」

「チャンスはまだある」

岡田代表 参院選で再び争点に

【東京5日電】民主党政権の成立が、年金法改正の議論をめぐって、参院選で再び争点になる可能性がある。岡田英樹代表は5日、参院選で年金法改正が争点になる可能性があることを示唆した。

岡田代表は5日午後、民主党本部で記者団と面談した。岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

【東京5日電】民主党政権の成立が、年金法改正の議論をめぐって、参院選で再び争点になる可能性がある。岡田英樹代表は5日、参院選で年金法改正が争点になる可能性があることを示唆した。

岡田代表は5日午後、民主党本部で記者団と面談した。岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

【東京5日電】民主党政権の成立が、年金法改正の議論をめぐって、参院選で再び争点になる可能性がある。岡田英樹代表は5日、参院選で年金法改正が争点になる可能性があることを示唆した。

岡田代表は5日午後、民主党本部で記者団と面談した。岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

【東京5日電】民主党政権の成立が、年金法改正の議論をめぐって、参院選で再び争点になる可能性がある。岡田英樹代表は5日、参院選で年金法改正が争点になる可能性があることを示唆した。

岡田代表は5日午後、民主党本部で記者団と面談した。岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

「散会」傷ついた権威

【東京5日電】民主党政権の成立が、年金法改正の議論をめぐって、参院選で再び争点になる可能性がある。岡田英樹代表は5日、参院選で年金法改正が争点になる可能性があることを示唆した。

岡田代表は5日午後、民主党本部で記者団と面談した。岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

採決ハプニング続出

【東京5日電】民主党政権の成立が、年金法改正の議論をめぐって、参院選で再び争点になる可能性がある。岡田英樹代表は5日、参院選で年金法改正が争点になる可能性があることを示唆した。

岡田代表は5日午後、民主党本部で記者団と面談した。岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

【東京5日電】民主党政権の成立が、年金法改正の議論をめぐって、参院選で再び争点になる可能性がある。岡田英樹代表は5日、参院選で年金法改正が争点になる可能性があることを示唆した。

岡田代表は5日午後、民主党本部で記者団と面談した。岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。

岡田代表は「年金法改正は、参院選で再び争点になる可能性がある」と述べた。